平成２２年（フ）第１４５１号
札幌市東区北39条東６丁目２番12号　フラット39Ｂ201号
債務者　田中奈緒美（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５９号
札幌市南区定山渓温泉東４丁目　ぬくもり寮303号室、住民票上の住所札幌市豊平区平岸５条11丁目３番12―106号
債務者　秋山　茂信
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０２号
札幌市西区西野２条８丁目１番１―202号
債務者　遠藤　多美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３１号
札幌市清田区北野６条４丁目１番10―402号
債務者　坂本　文枝
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５２号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番２号　ハイツＫ＆M201
債務者　宮崎　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９６号
札幌市清田区里塚２条２丁目10番８号　パニエ８号
債務者　佐藤　利明
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８９号
札幌市中央区南11条西８丁目４番13号　寿ハイツ101号
債務者　長谷川浮次子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１５号
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地　№８クリンシャト301号
債務者　吉岡　愛子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４号
群馬県高崎市三ツ寺町２番地11
債務者　佐竹　晴記
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２３号
埼玉県熊谷市小八林15番地
債務者　原島由美子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９２号
千葉県山武市埴谷2482番地５
債務者　小川　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４９号
神奈川県小田原市浜町２丁目６番25号
債務者　安藤　正礼
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５２号
神奈川県厚木市下依知1180番地２レオパレスラフィネⅡ―205
債務者　菊地　徹也
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８３号
神奈川県南足柄市岩原143番地15　サノテラスハウス102
債務者　矢藤喜三郎
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８４号
神奈川県南足柄市岩原143番地15　サノテラスハウス102
債務者　矢藤　照子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２３号
神奈川県小田原市飯泉864番地の１
債務者　加藤　直美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３５号
神奈川県小田原市穴部553番地
債務者　鶴井　寿幸
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部